

再 評 価 書

箇所名	一級河川 椋川	事業名	総合流域防災事業	課名	河川・砂防課
事業概要	工 期	平成 11 年～平成 35 年	全体事業費	2,405 百万円(負担率：国 0.5 県 0.5)	
	(下段：前回)	平成 11 年～平成 35 年	(下段：前回)	2,405 百万円(負担率：国 0.5 県 0.5)	
事 業 目 的 及 び 内 容					
<p>(1) 事業の目的</p> <p>椋川は、鈴鹿山脈南東の山地を源とし、亀山市の市街地北部の谷間を蛇行しながら流れ、平野部の水田地帯を流れて、鈴鹿川に合流する一級河川です。</p> <p>椋川流域では、昭和 49 年 7 月に 233 戸、平成 7 年 5 月に 20 戸、平成 24 年 9 月に 11 戸の家屋が浸水被害を受けています。</p> <p>椋川の改修は、河道拡幅、築堤、及び横断構造物の改修により流下能力を増大させ、治水安全度の向上を図ることを目的としています。</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>事業の内容は、次の通りです。</p> <p>延長 4,310m</p> <p>①築堤 8,600m ②掘削 73,200m³ ③護岸工 4,600m ④樋門・樋管 1 基 ⑤橋梁 6 橋 ⑥堰 3 基 ⑦用地補償 1 式</p>					
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成 20 年度に実施した再評価から一定期間が経過し、なお継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条第 3 項に基づき、再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>① 平成 11 年度に事業着手</p> <p>② 平成 12 年度から用地買収に着手</p> <p>③ 平成 25 年度までに事業費ベースで 71% (工事費 63%、用地費 84%) の進捗</p> <p>④ 今後の見込み</p> <p>平成 35 年度の完成を目標としており、引き続き、築堤工、護岸工を進め、国道 306 号の新椋川橋を架け替え、平成 24 年 9 月に洪水被害が発生した国道 306 号上流の改修を進めていく予定です。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>○周辺環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回再評価時点以降に大きな変化はありません。依然として、治水対策の必要性が高い状況です。 ・ 度重なる洪水被害を受け、地元住民の治水事業への理解と関心が高く、現在まで順調に事業が進捗しています。 					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成25年度 費用対効果分析結果；H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用便益比(総便益/総費用) $B/C=1.33$

※総便益 $B=$ 総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用 $C=$ 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の0.5%現在価値化)

○B/C変化の要因

全評価期間の費用、便益について社会的割引率を用いて現在価値化した結果、資産の減少が著しいことに加え、費用が増加したことが低下の要因です。

4-2 その他の効果

環境への配慮として、国道1号より下流の区間は、従来の護岸をそのまま利用し、築堤します。

国道1号より上流の区間は、植生に配慮した護岸整備を図るとともに、河床に変化が生じるように工夫します。

4-3 地元意向

椋川流域では、度重なる浸水被害を受けたことから、自治会や各地区の代表者の方により、椋川改修促進期成同盟会が組織されています。同盟会では椋川の改修に関する要望活動を行ったり、情報誌「椋川どんこ通信」を毎年発行し、過去の被害を風化させない取り組みを行っています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

椋川では、掘削等による発生土を有効利用する等、建設副産物の発生抑制に努めています。

また、護岸の法勾配の変更や兩岸拡幅から片岸拡幅に変更する等、コスト縮減策を検討します。

5-2 代替案

①『ダム案』 流域の大部分が平地で、ダムの適地はありません。

②『遊水地・調節池案』 河川周辺の開発が進んで来ている中で、遊水地・調節池として新たに用地を取得することや、補償することは困難です。

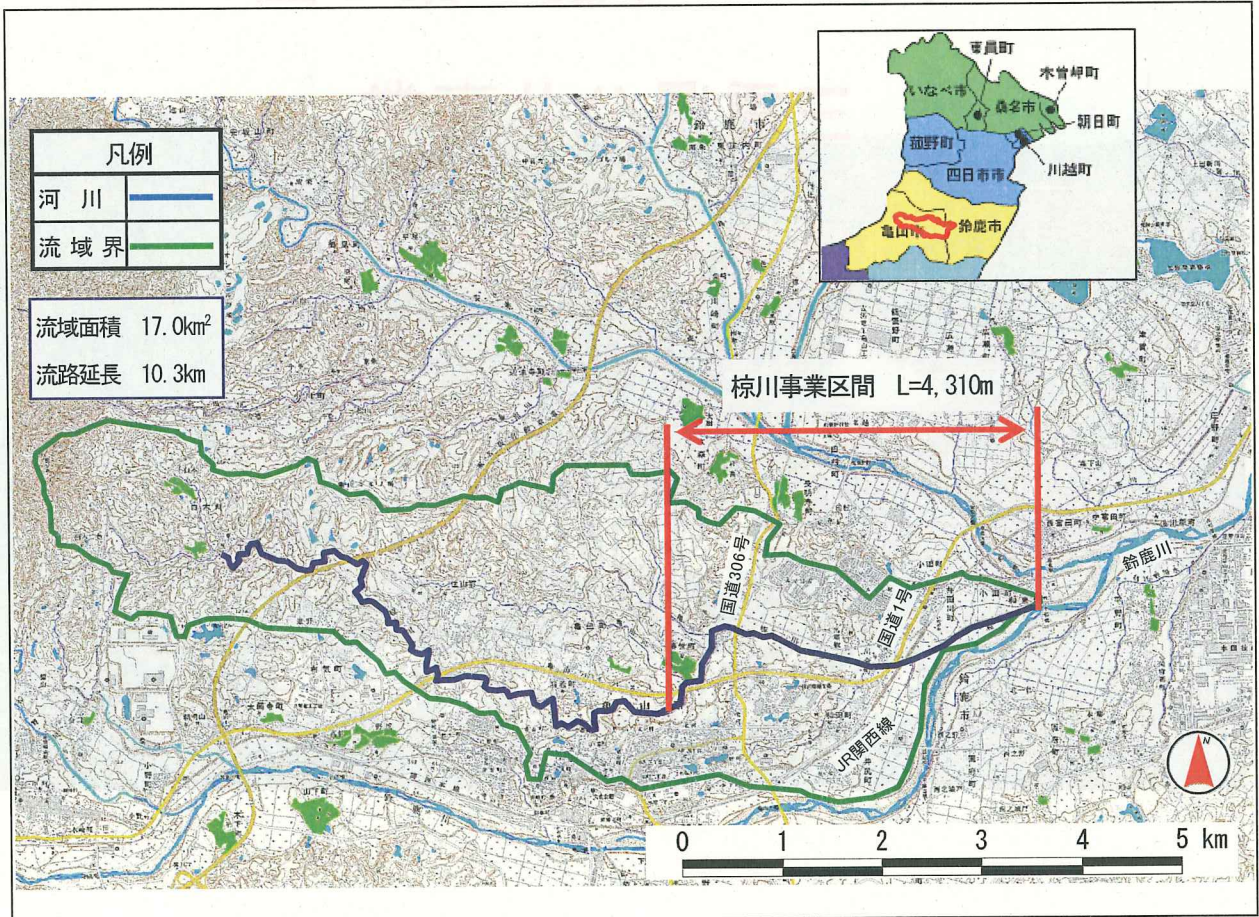
過去から河道改修を進めてきた経緯もあることから、椋川では河道改修が妥当と考えられます。

再評価の経緯

本事業は、平成11年に事業着手し、平成20年に事業再評価を行い、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続が了承されました。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えます。



棕川位置図